

介護保険サービス事業所の指導状況について

令和4年3月
尾張旭市 長寿課

令和3年度の主な指導内容になります。保険者としてのケアマネジメントに関する基本方針として参考にしてください。

* 指導事業所種別に対応した根拠法令を提示しています。根拠法令の○数字については、下記を参照してください。

* カッコ内の共通に関する根拠法令は、指導事業所種別に対応した根拠法令を参考に各自で確認してください。

- ①尾張旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②尾張旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ③尾張旭市総合事業従来型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
- ④尾張旭市総合事業従来型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
- ⑤尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱
- ⑥指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- ⑦指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
- ⑧指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ⑨指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ⑩指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
- ⑪介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について

指導事業所種別	指示事項	根拠法令
事業所運営に関すること		
全サービス共通	勤務表に記載のない職員が従事しているため、実態に合わせ勤務表の修正を行い、修正した勤務表を提出すること	④第24条 等
全サービス共通	運営規程の概要を事業所の見やすい居場所に提示すること	⑥第22条 等
全サービス共通	運営規定等、運営に必要な書類は常に確認できるように整理しておくこと。	⑥第29条 等
全サービス共通	感染症及び非常災害対策については、引き続き市ホームページ等で最新情報を確認し、貴施設の感染症対策マニュアル等に基づく取組の再検討、再徹底を行ない、感染拡大防止に努めてください。	
全サービス共通	常勤の管理者を配置すること	①第59条の4 等
全サービス共通	提供日ごとの従業員の勤務体制(始業時間、就業時間、休憩時間、賃金等)がわかるようにし、サービス提供時間帯にどのように職員が配置されているかわかるようにしておくこと	①第59条の13

全サービス共通	苦情、事故、ヒヤリハットの記録を収集し保存すること。	①第59条の19
全サービス共通	運営規程に利用料の自己負担割合については3割負担もあることを追記すること。	①第59条の12
全サービス共通	計画的に研修を行い、介護従業者の資質の向上を図ること。	①第123条第3項
全サービス共通	管理者は通所の利用者数に対応した職員を配置するとともに、その配置状況を適切に管理すること。	①第59条の11
居宅介護支援	サービス提供の開始に際し、以下について利用者に文書の交付に加えて口頭で説明を行うと共に、それを理解したことについて利用者から署名を得ること。 ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合 ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合	⑥第4条2
居宅介護支援	福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付ける場合は、単に福祉用具の品目を記載するのではなく、その必要な理由を記載すること。	⑥第13条
居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護	サービス提供にあたっては、運駅規程に定めたアセスメント方式で実施すること。また、現に活用しているアセスメント方式を今後も活用していく場合は、すみやかに運営規程の変更をすること。	⑦運営規程
居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成後、その実施状況の把握のため、月に1度は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。	⑥第13条14号
従来型通所サービス、地域密着型通所サービス提供に関する	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の職員を配置すること	①第59条の3第7項等
全サービス共通	キャリアパス要件について「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みである場合には、客観的な評価基準や昇給条件を明文化すること。 また、その評価基準を周知すること。	介護保険最新情報 vol.935
従来型通所サービス	運動器機能向上加算を算定する場合には、おおむね1月程度で達成可能な目標を短期目標として設定し、その短期目標に対してモニタリングを行い、進捗状況を評価し、必要に応じて計画の修正を図ること。	⑩3(3)
従来型通所サービス	口腔機能向上加算を算定する場合には漫然と何年も同じ内容の訓練を繰り返すのではなく、適時評価を行い、効果が現れない場合は個別に計画の見直しを検討すること。	⑩3(7)
居宅介護支援	特定事業所集中減算に該当しないか、判定期間ごとに居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業所によって提供された物の占める割合が100分の80を超えていないことを確認すること。 100分の80を超えている場合に、そのことが正当な理由がある場合は、該当理由を市に提出すること、正当な理由が無い場合は、判定期間ごとの減算適用期間について減算を行うこと。	⑨第3 居宅介護支援費に関する事項
地域密着型通所介護	個別機能訓練加算を算定する場合は、利用者の居宅を訪問した記録を残すこと。	厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示・五十一の
小規模多機能型居宅介護	外部のサービスを利用してる利用者における総合ケアマネジメント体制強化加算の算定にあたっては、主治医や訪問看護従事者等の意見についても把握し、適切に計画の見直しを行う事。	介護保険最新情報 vol.454